

年金 だより



国民年金保険料の 後払い(追納)をおすすめします!

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の年金額を計算するときに、国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)や納付猶予、また学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合は、保険料を全額納めた場合と比べ、受け取れる年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料は、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納を行うことをおすすめします。

◆申請方法【申込みが必要】

年金事務所または役場国民年金窓口で申し込みを行い、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、納付書が交付されます。その際、交付された新たな納付書でお支払いただくこととなりますので、古い納付書は使用できません。(口座振替ならびにクレジット納付はできません)

◆追納に関する注意事項

- ・追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。

【今年度中に追納いただく際の保険料】

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	備考
平成22年度月分	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円	
平成23年度月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円	
平成24年度月分	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円	
平成25年度月分	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円	
平成26年度月分	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円	
平成27年度月分	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円	
平成28年度月分	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円	
平成29年度月分	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円	
平成30年度月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円	追納加算額なし
令和元年度月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円	追納加算額なし

※保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、お早めの追納をおすすめします。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



国民年金マスコットハッピーちゃん

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

【広告】

ランドリー バスケットボール 健康ジム 演劇

求人

心豊かな人づくりを応援 企業

金商マルゲン(株) 0185-74-7778

【広告】

新型コロナウイルス

無症状患者、お口の中につば(だ液)に多数存在。

予防 イソジン(ヨード)10倍希釈液、ガラガラうがい
1分間で不活性化可能。

禁忌・使用注意/ヨードアレルギー、アルコールアレルギー、甲状腺疾患、妊婦の方

●歯科一般 ●智歯(親しらず)対応可

医療法人 歯優会 **嶋田歯科医院**

森岳 ☎83-3318